

京都市職員の倫理の保持に関する条例の施行に関する要綱

次の各号に掲げる職員については、京都市職員の倫理の保持に関する条例第6条に規定する職員の倫理を監督する職員は、監察監とする。

- (1) 市長の事務部局に属する職員
- (2) 消防局長
- (3) 教育長

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、決定の日（平成27年4月1日）から実施する。